

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000003 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000018 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 16 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、請求期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとして、これまで 6 回、訂正請求を行ってきたが、年金記録の訂正是認められなかった。

改めて、厚生局に訂正請求を行うので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和 61 年度当初の 4 月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の 7 月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 3 月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和 61 年 12 月 4 日に申請が行われ、同年 12 月 24 日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和 61 年 12 月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことはできないこと、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和 61 年 7 月までに申請免除を行ったことになるが、この場合、昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの 1 年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和 61 年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1 回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和 61 年 12 月に当該年度の一部である昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和 61 年 7 月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、既に平成 28 年 10 月 20 日付け、平成 30 年 7 月 18 日付け、同年 10 月 22 日付け、平成 31 年 4 月 8 日付け、令和元年 8 月 13 日付け及び同年 12 月 20 日付けで年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、7 回目の訂正請求を行っているものであるが、請求者から新たな資料等の

提出はなく、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関して新たな事情も見当たらぬ。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて改めて検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000106 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 2000019 号

第1 結論

昭和 63 年 * 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 43 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 63 年 * 月から平成 2 年 3 月まで

私の母親が、昭和 63 年 * 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生だった 20 歳から 22 歳で就職するまでの請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを思い出した。しかし、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 * 月頃に、母親が国民年金の加入手続を行い、請求者が大学生であった請求期間に係る国民年金保険料を母親が納付してくれたと主張しているが、請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金第 1 号被保険者の資格取得日（平成 5 年 4 月 1 日）、資格喪失日（平成 5 年 4 月 26 日）及び国民年金第 3 号被保険者の資格取得日（平成 5 年 4 月 26 日）に係る入力処理日がすべて平成 5 年 7 月 2 日であることから、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、同年 7 月頃に払い出されたと推認でき、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が、請求期間に居住していたとする A 市における国民年金手帳記号番号払出簿にて、昭和 63 年 * 月から同年 12 月までの期間に払い出された国民年金番号に係る請求者の氏名（旧姓）について目視確認を行ったが、請求者の氏名（旧姓）を確認することはできなかった。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者が国民年金第 3 号被保険者の資格取得手続を行ったことを契機に平成 5 年 7 月頃に初めて行われたと考えられ、昭和 63 年 * 月頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付し

てくれたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続時期及び請求期間の保険料の納付額に関する記憶が明確ではない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。